三　給付事務人件費算定基礎額　五百二十八円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百四十五円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

第二条　（略）

2　（略）

3　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十三円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区分	係数
1級地	0.108
2級地	0.105
3級地	0.105
4級地	0.103
5級地	0.101
6級地	0.098
7級地	0.096
無級地	0.094

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.022	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域9種地	0.022	Ⅱの地域9種地	0.014
Ⅰの地域8種地	0.022	Ⅱの地域8種地	0.011
Ⅰの地域7種地	0.018	Ⅱの地域7種地	0.011
Ⅰの地域6種地	0.010	Ⅱの地域6種地	0.009
Ⅰの地域5種地	0.007	Ⅱの地域5種地	0.007
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

第二条　（略）

2　（略）

3　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十一円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区分	係数
1級地	0.058
2級地	0.056
3級地	0.056
4級地	0.055
5級地	0.054
6級地	0.052
7級地	0.051
無級地	0.050

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域9種地	0.018	Ⅱの地域9種地	0.012
Ⅰの地域8種地	0.018	Ⅱの地域8種地	0.009
Ⅰの地域7種地	0.015	Ⅱの地域7種地	0.009
Ⅰの地域6種地	0.008	Ⅱの地域6種地	0.007
Ⅰの地域5種地	0.005	Ⅱの地域5種地	0.005
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）